

社団法人京都府看護協会細則

第1篇 総 則

(細則の目的)

第1条 この細則は、定款第55条により本会の運営に必要な事項を定める。

第2編 通 則

第1章 会 員

(入会の手続)

第2条 定款第7条第1項の入会申込書には、所定の入会金及び会費を添えて提出しなければならない。

2 前項の入会申込書を受理した会長は、すみやかに理事会の承認手続を行うものとする。

3 会長は、理事会で入会を承認された正会員にあっては正会員名簿に、特別会員にあっては特別会員名簿にそれぞれ登録するとともに、正会員に対しては正会員証を、特別会員に対しては特別会員証を交付する。

(名誉会員の登録)

第3条 定款第5条第3号による名誉会員に対しては、名誉会員名簿に登録するとともに名誉会員証を交付する。

(退会の手続)

第4条 正会員及び特別会員が退会しようとするときは、退会届に会員証を添え会長に提出する。

2 前項の退会届を受理した会長は、正会員名簿又は特別会員名簿の登録を抹消する。

(会員数の計算基準日)

第5条 定足数、議決数等の基準となる会員数は、通常総会については4月30日、臨時総会については総会開催日の1ヶ月前を基準日とする。ただし、書面表決を適用する議案を審議する総会以外の総会については、会長が理事会に諮り、別に定める日を基準日とする。(平20.11.21一部改正)

(住所の変更)

第6条 会員が住所又は就業地を変更したときは、その旨会長に届出なければならない。

(日本看護協会との関係)

第7条 本会は、総会の議決を経て社団法人日本看護協会の法人会員となる。

2 正会員及び特別会員は、本会を通じて社団法人日本看護協会の会員となる。

3 会長は、社団法人日本看護協会法人会員代表者及び審議員の職務を行う。

第2章 会 費

(会費の額)

第8条 定款第8条第2項により総会において議決された入会金及び会費の額は、次のとおりである。

- (1) 入会金 9,000円
- (2) 会費年額 6,000円

2 臨時会費は、会長が特にその必要をみとめたとき理事会に諮り、総会の議決を経て徴収することができる。

(会費の納付)

第9条 定款第8条第1項による入会金及び会費の納付方法は次のとおりとする。

- (1) 入会金は、入会時に納付する。
- (2) 会費は、1月31日までに、直接本会に翌年度分を、社団法人日本看護協会費5,000円と合算し、前納しなければならない。ただし、新入会者の会費納入期日は、この限りでない。

第3章 選 挙

(役員、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員の選任)

第10条 役員、職能委員及び推薦委員は、それぞれ次の各号の規定に基づき選任する。

- (1) 役員 定款第14条第1項
- (2) 職能委員 定款第40条第5項
- (3) 推薦委員 定款第41条第5項

2 社団法人日本看護協会定款細則第23条による代議員（以下「代議員」という。）は、次の各号の規定に基づき選任する。

- (1) 前項第1号により選任された役員（会員外から選任する監事を除く）は、代議員に選任されたものとみなす。
- (2) 前号により選任されたものとみなされる代議員以外の代議員は、総会において正会員の中から選任する。

3 選挙により選ばれる役員、職能委員、推薦委員及び代議員の候補者は、第14条の規定により会員5名以上から推薦を受けた者及び第15条の規定により推薦委員会の推薦を受けた者とする。

(役員改選)

第11条 会長、第二副会長、職能理事3名、経理担当理事、地区理事6名、全区理事1名、監事2名（うち1名は会員外から選出する者）は、奇数年次（西暦）に開催される総会において改選する。

2 第一副会長、総務担当理事、地区理事6名、監事1名は、偶数年次（西暦）に開催される総会において改選する。

3 地区理事は、北丹地区、中丹地区、伏見地区、中京・右京地区、上京地区、西京・向陽地区を偶数年次（西暦）に、口丹地区、山城地区、北地区、左京地区、下京・南地区、東山・山科地区を奇数年次（西暦）に、正会員の中からそれぞれ改選する。

4 全区理事は、偶数年次（西暦）に、正会員の中から改選する。

（職能委員及び推薦委員の改選）

第12条 職能委員及び推薦委員は、半数を偶数年次（西暦）に、残り半数は、奇数年次（西暦）に、正会員の中からそれぞれ改選する。

（選挙管理委員会）

第13条 議長は、投票前に正会員の中から選挙管理委員を定め、その委員長に総会出席会員数を明示しなければならない。

（役員、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員の立候補）

第14条 役員（専務理事、常任理事、及び会員外から選出する監事を除く）、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員（第10条第2項第1号により選出された者を除く）に立候補しようとする者は、会員5名以上の推薦を受けて、推薦委員会に総会2ヶ月前までに届出なければならない。

（役員、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員候補者の推薦）

第15条 推薦委員会は、前条の規定による立候補者が改選定数に満たない場合、その他必要が認められる場合には、正会員の中から役員（専務理事、常任理事及び会員外から選出する監事を除く）、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員（第10条第2項第1号により選出された者を除く）候補者を推薦するものとする。

（候補者の発表）

第16条 推薦委員会は、役員、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員候補者の推薦名簿及び会員歴を総会20日前までに会員に発表しなければならない。

（選挙規程）

第17条 選挙に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

（議場推薦等）

第18条 推薦委員会は、投票開始前に確定した候補者を発表しなければならない。

2 前項の外、出席会員は議場において候補者（専務理事、常任理事及び会員外から選出される監事を除く）を推薦することができる。ただし、本人の承諾を得なければならない。

3 専務理事、常任理事は、理事会の推薦により総会において選任する。（平20.11.21一部改正）

（投票の形式）

第19条 投票は単記無記名でこれを行う。ただし、推薦委員及び職能委員については連記無記名とする。

（選挙の成立）

第20条 投票されたもののうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当 選)

第21条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。なお、投票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

第4章 総 会

(開催期日)

第22条 通常総会は定款第23条第1項により開催するが、やむをえない事情があるときは、理事会の議決を経て、開催時期を変更することができる。

(議 長)

第23条 議長は、議長団の互選により定め、議長交代はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。

2 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営にあたるものとする。

3 その他総会の議事運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(定足数)

第24条 総会の定足数は、定款第26条によるが、議長は、実出席会員数が理事総数の3分の2以上を含む正会員及び特別会員総数の3パーセント以上となるよう努力するものとする。ただし、定款に4分の3以上又は3分の2以上の議決を要すると規定されている議案を審議する総会については、その議決数以上の出席（書面表決書及び委任状提出者を含む。）がなければ開会することができない。

(議 事)

第25条 通常総会の議事事項は、次のとおりとする。

(1) 報告事項 前年度総会の議事録報告・理事会報告・庶務報告・職能委員会報告・常任委員会報告・特別委員会報告・社団法人日本看護協会総会報告

(2) 議決事項 事業計画及び予算・事業報告及び決算並びに監査報告・その他定款に定める事項

(3) 選 挙 役員・職能委員・推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員

(表決権の保障)

第26条 定款第28条第1項のうち書面による表決の規定は、当分の間、理事会において必要と認め、書面表決を適用すると議決された事項についてのみ適用するものとする。

2 その他表決権の保障について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 理 事 会

(任 務)

第27条 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 総会から委任された事項

- (2) 総会の招集及び付議事項
- (3) 会務の処理及び通常総会報告に関する事項
- (4) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
- (5) 年に1回以上の公認会計士による会計帳簿の検査に関する事項
- (6) 会長の委嘱する委員の承認に関する事項
- (7) 必要ある場合の特別委員会の設置に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、通常総会直前に1回、その他年3回開催する。

2 常務理事会は、毎月1回以上開催する。

(書面理事会)

第29条 会長が理事会に付議すべき事項について特にやむを得ないと認めるときは、理事に議案を送付し、書面で意見を求め会議に代えることができる。この場合、理事過半数の書面による同意をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議案)

第30条 理事会には、議案を用意しなければならない。

第6章 職能委員会

(構成)

第31条 定款第40条第1項による職能委員会の人数は、それぞれ委員長（職能理事）及び委員8名以内をもって構成する。但し、看護師職能委員会はこれを10名以内とし、そのうち准看護師を2名以内とする。

(会合)

第32条 職能委員会は、定例会合を行う。

(職能委員の任期)

第33条 職能委員の任期は、選挙された通常総会終了日の翌月1日から始まり2年後の通常総会終了の月末までとする。ただし、再任を妨げないが引き続き就任する場合は、6年目の通常総会終了の月末を超えてはならない。

(委員長の任務)

第34条 定款第40条第2項による委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の議事については、理事会に報告しなければならない。

3 委員長は、社団法人日本看護協会全国職能委員長会に出席するものとする。

(委員会の任務)

第35条 委員会の任務については、別に定める。

(小委員会等)

第36条 職能委員会は、必要に応じ会長の承認を得て小委員会を設けることができる。

2 職能委員会は、職能集会を開催することができる。委員長は、職能集会の長となり、

委員はこの会の運営に当たる。

- 3 職能委員長はじめ委員は、社団法人日本看護協会の開催する全国職能集会に出席するものとする。

第7章 委員会

(常任委員会の構成)

第37条 定款第41条第1項による常任委員会は、委員5名以上21名以内をもつて構成し、その内1名を委員長に任命する。

(任期)

第38条 常任委員会委員の任期は、選挙された通常総会終了日の翌月1日から始まり2年後の通常総会終了の月末までとする。ただし、推薦委員を除き再任を妨げないが、推薦委員以外の委員で引き続き就任する場合は、6年目の通常総会終了の月末を超えてはならない。

(委員長の任務)

第39条 第37条による委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事については、理事会に報告しなければならない。

(委員会の任務)

第40条 推薦委員会を除く委員会の任務については、別に定める。

(推薦委員会の任務)

第41条 推薦委員会は、役員（専務理事、常任理事及び会員外から選出する監事を除く）推薦委員、職能委員及び社団法人日本看護協会総会代議員の選挙に際し、その候補者に関する事項をつかさどる。

- 2 候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承認を得て推薦しなければならない。

第8章 地区支部及び班

(地区支部及び班)

第42条 定款第42条第1項による地区支部は、次の12地区とする。

- (1) 北地区支部
- (2) 上京地区支部
- (3) 左京地区支部
- (4) 中京・右京地区支部
- (5) 東山・山科地区支部
- (6) 下京・南地区支部
- (7) 西京・向陽地区支部
- (8) 伏見地区支部
- (9) 山城地区支部
- (10) 口丹地区支部

(11) 中丹地区支部

(12) 北丹地区支部

2 地区支部にそれぞれ班を置くこととし、班の構成については、会長が理事会に諮り、別に定める。

(地区支部長の任務)

第43条 定款第42条第2項による地区支部長は、地区支部内におけるすべての事項を掌握し、本会の運営を円滑にするため班との連絡調整にあたる。

(班長の選出及び任務)

第44条 第42条第2項による班に班長を置き、その選出は地区支部長が会長の承認を得て委嘱する。

2 班長は、地区支部長の旨を受けて会務を執行する。

第9章 事務局等

(事務局)

第45条 定款第54条により事務局を置く。

(職員)

第46条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務員 若干名

(3) 看護職員 若干名

(4) 嘱託 若干名

(任免)

第47条 事務局長、事務員、看護職員及び嘱託は、常務理事会の承認を経て、会長がこれを任免又は委嘱する。

(職員の任務)

第48条 事務局長は、専務理事の旨をうけて事務局を管理調整する。

2 事務職員は、事務局長の旨をうけて分担業務を執行する。

3 看護職員は、常任理事の旨を受けて分担業務を執行する。

4 嘱託は、嘱託された業務を行う。

5 その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(備付け帳簿等)

第49条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

- (5) 定款の定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

(訪問看護ステーション)

第50条 訪問看護ステーションは、次のところに置く。

- (1) 宮津訪問看護ステーション
京都府宮津市字鶴賀2164-15
- (2) 天の橋立訪問看護ステーション
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2117-1
- (3) 南京都訪問看護ステーション
京都府城陽市中芦原11

2 その他訪問看護ステーションの運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(ナースセンター)

第51条 京都府ナースセンターは、次のところに置く。

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）7階

2 その他ナースセンターの運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 細則変更

第52条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第11章 雑則

第53条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会に諮り、会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は昭和56年2月5日から施行する。
- 2 この細則は昭和60年6月2日から施行する。
- 3 この細則は平成5年8月27日から施行する。
- 4 この細則は平成11年6月12日から施行する。改正後の第41条中、中丹地区支部及び北丹地区支部の班は、平成12年度総会の日から施行する。
- 5 この細則は平成12年8月18日（定款変更知事認可の日）から施行する。
- 6 この細則は平成14年6月15日から施行する。

附 則（第48条改正関係 平成16年7月14日理事会議決）

この改正細則は、平成16年7月14日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第12条・第32条・第36条・第37条・第40条・第45条・第46条・第47条改正関係 平成16年7月14日理事会議決）

- 1 この改正細則は、平成16年7月15日から施行する。
- 2 変更後の条文第8条及び第9条は、平成17年度の会費から適用する。
- 3 変更後の条文第37条の「ただし、」書きの規定の適用について、平成17年度通常総会終了の月末で就任期間が6年以上の委員は引き続き就任することはできない。

附 則（第10条改正関係 平成17年3月23日理事会議決）

この改正細則は、平成17年度通常総会終了の翌日から施行する。

附 則（第30条改正関係 平成17年3月23日理事会議決）

この改正細則は、平成17年3月23日から施行する。

附 則（全面改正 平成19年11月16日理事会議決）

この改正細則は、平成19年11月16日から施行する。

附 則（第5条・第18条第3項改正関係 平成20年11月21日理事会議決）

この改正細則は、平成20年11月21日から施行する。